



国税庁と保険会社



今回は国税庁と保険会社(特に外資系)とのいたちごっこのお話です。

○法人税の繰り延べに効果的な「役員保険料」の取り扱いの経緯○

法人税基本通達9-3-5の2(令和元年課法2-13により追加、令和3年5月31日公表)は発令から公表にいたるまでに「定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取り扱い(案)」として、行政手続法39条(意見公募手続き)のパブリックコメントの手続きがとられ、その経緯をみると、当局の保険会社への根回しや、保険会社の駆け込み販売、そして納税者の反応と、そのドラマ性はテレビを超えるほどの見応えです。

どうなったか!

1.最高解約返戻率50%超の定期保険等に規制がかけられ、次の3区分

- ①最高解約返戻率50%超70%以下
- ②最高解約返戻率70%超85%以下
- ③最高解約返戻率85%超

に分けられ、「資産として計上する額」と「資産計上期間」を定めています。

因みに、③に該当するとそれぞれ次の通りです。

資産計上額=(当期支払保険料)×最高解約返戻率×0.7(保険開始の日から10年を経過する日までは0.9)

資産計上期間=保険期間開始の日から最高解約返戻率となる期間の終了まで

2.この通達には経過規定があり、令和元年7月8日以後の保険契約分からの適用です。

まえの期間の規約分については従前のとおりです。

(パンフレットには詳しいことは税理士に確認してくださいと、見えないほど小さく注意書きがあります。)

○保険契約等(生命保険契約、損害保険契約、共済保険契約)に関する権利の評価(所得税基本通達36-37)○

平成3年4月28日に改正案がパブリックコメントに手続きが取られており、上記の法人税通達9-3-5の2の関連です。経過規定があり、**令和3年7月1日以降の取引から適用**です。今回の見直しの対象は上記法人税基本通達9-3-5の2の対象となった保険契約です。

次のようなパターンを想定しています。

退職金や賞与として保険契約等の契約者を会社から役員または従業員に変更します。

このことは「保険契約の権利」を役員または従業員に支給したことになります。

つまり、**支給額はこうなります**という通達です。

会社契約の保険契約等 → 役員または従業員(支給額)

(支給)

(新)所得税通達36-37 (1)支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%未満である保険契約等に関する契約を支給した場合には、支給時資産計上額により評価する。

国税庁と保険会社(特に外資系)とのいたちごっこは当分、続きます。

こちら総務部便り

Vol.21

2021
葉月号

請

求書はこれまで、紙の原本を郵送して送付・受領されることが一般的でした。しかし、世の中のデジタル化の流れは止むことありません。ビジネスにおいて重要度の高い書類である請求書の電子化が今後一層加速していくことは確実であると言えるでしょう。わが社でも現在MFクラウド請求ソフトを利用して一部のお客様には電子化した請求書を送付しております。

今回は、請求書の原本の電子化を可能にする法的根拠を踏まえ、電子化した請求書の送付や保存に関するポイントを解説します。

四ヶ所十郎



財務指標の視点から決算書を見る⑦



今回は、損益計算書で算出される5つの利益について書き記していきます。

【売上高】	***,***
【売上原価】	**,***
①売上総利益	*,**
【販売費及び一般管理費】	***
②営業利益	***
【営業外収益】	***
【営業外費用】	***
③経常利益	***
【特別利益】	**
【特別損失】	**
④税引前当期純利益	***
法人税等	**
⑤当期純利益	***



損益計算書は、ある一定期間の経営成績を示した計算書類になり、会社の経営状況、収益性、会社の成長度を測ることができます。

損益計算書では上図のように段階ごとに収益と費用を計算し、〇〇〇利益を算出します。

①**売上総利益**…売上高から売上原価を差し引いた額。売上高はその会社の本業による商品販売やサービスの提供等をすることで生じるもので、売上原価は商品の仕入れや製造のための原材料の仕入れ、サービスの提供にかかる費用になります。よく【粗利益】や【付加価値】という言葉で表現されます。

②**営業利益**…①の売上総利益から商品販売、サービスの提供等で直接関係しない費用や営業活動に必要であった費用を差し引いたもので、本業の活動による利益になります。

③**経常利益**…②の営業利益から本業とは別に継続的に発生したもので、計算式は営業利益+営業外収益-営業外費用になります。(受取利息や支払利息)【けいつね】という言葉は経常利益の事を指しています。

④**税引前当期純利益**…③の経常利益から本業とは別で一時的に発生したもので経常利益+特別利益-特別損失になります。(会社が所有する土地の売却で得た利益等)

⑤**当期純利益**…④の税引前当期純利益から法人税等を差し引いたもので最終的な利益を算出します。

5つの利益にはそれぞれに意味を持った収益性の指標に用いられます。

~前回~

PDFの請求書は法的に認められている

請求書の電子化を考えるに際しては、請求書の内容を電子データでやりとりすることが法律的に問題がないのかをまずおさえる必要があります。請求書の電子化について「送付」と「保存」の2つに分けて見ていいましょう。発行した請求書を電子文書化し請求先に送る「送付」に関しては、これでも法律的に問題はないといえます。請求書をやりとりする当事者間で請求の内容を認識したうえで交わされたものである限り、請求の事実を証明するには十分であり、そこでは紙であるか電子上のものであるかは問われません。

一方、請求者から受け取った請求書を電子データで

「**PDFに捺印する必要はない**」

視してきましたが、PDFで発行した請求書に捺印は必要なのでしょうか。として文書にハンコを押してあることを重視するなら、PDFの請求書に捺印は不要です。結論から言うと、PDFの請求書に捺印は不要です。法律に捺印を義務付ける根拠はなく、捺印のない請求書であっても法的には全く問題ありません。請求書であっても法的には全く問題ありません。ただし、捺印にはトラブル時に証憑書類としての価値を高める役割が期待されてきたことは事実です。

まとめ

捺印がなくてもメールでのやりとりの履歴さえあれば証拠として十分である気もしますが、相手方の社内ルールによっては捺印がないと正式な請求書として受理されないこともあります。こうしたことから、実務ではPDF化する際に請求書に電子印鑑を捺印したり、印影の画像を貼り付けてる手法が採られることが多いっています。

請求書を電子化するメリット

請求書の電子化により、さまざまなメリットが得られます。請求書を電子化してPDFで送信すれば、ネットによる保存を可能にする法的根拠となる電子帳簿保存法、e-文書法と2つの法律があります。



